

広島県教育委員会教育長告示第六号

広島県立生涯学習センター庁舎取締規程を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

広島県教育委員会

教育長 榎 田 好 一

広島県立生涯学習センター庁舎取締規程

(目的)

第一条 この規程は、広島県立生涯学習センターの庁舎における秩序の維持及び施設等の保全管理に万全を期すことにより、公務の正常な運営を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この規程で「庁舎取締り」とは、前条の目的を達成するために行う警備及び取締りを行う。

2 この規程で「庁舎」とは、広島県立生涯学習センター設置条例（昭和五十七年広島県条例第十八号）により設置されている広島県立生涯学習センター（以下「生涯学習センター」という。）の庁舎をいう。

(庁舎取締り事務の所掌)

第三条 庁内取締り事務は、総務課において総括する。

2 各課の室における取締りは、当該各課の長がつかさどる。

(禁止行為)

第四条 何人も、庁舎においては、特別の要求を達成する手段として行う集団示威行為、公務の執行を妨げ、若しくは妨げるおそれがある行為又は庁舎の本来の用途を阻害し、若しくは阻害するおそれがある行為をしてはならない。

(許可を必要とする行為)

第五条 庁舎において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ広島県立生涯学習センター所長（以下「所長」という。）の許可を受けなければならない。

- 一 行商その他これに類する商行為
 - 二 職員等に対する寄附の募集及び保険の勧誘
 - 三 宣伝その他これに類する行為
 - 四 広告物等の掲示又は看板、立札類の設置
 - 五 仮設工作物の設置その他庁舎を一時的かつ特別に使用する行為
(庁舎に入ることの制限又は禁止等)
- 第六条 所長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、庁舎に入ることを制限し、若しくは禁止し、又は必要に応じて庁舎からの退去を命じることができる。
- 一 旗、のぼり、宣伝板等を庁舎に持ち込む者
 - 二 正当な理由がなくて、凶器又は人の身体若しくは庁舎に危害を及ぼすおそれがある物品を所持する者

三 粗野若しくは乱暴な言動で、他人に迷惑を及ぼし、又は庁舎若しくは設備を破損する
おそれがある者

四 面会を強要する者

五 広島県の執務時間を定める規則（平成元年広島県規則第四十五号）第一項に規定する
県の執務時間を過ぎて、なお庁舎に長居している者

六 この規程若しくはこの規程に基づく命令又は関係職員の指示に従わない者
(退庁時の戸締り)

第七条 職員は、退庁の際、庁舎の出入口及び窓を完全に閉鎖しなければならない。
(盜難の届出)

第八条 庁舎において盜難があつたときは、職員は、直ちに、その品名、数量、保管状況等
を記載した書面をもつて所長に届け出なければならない。

(火気取締責任者)

第九条 火災予防に万全を期するため、生涯学習センターに火気取締責任者及び補助員を置
く。

2 火気取締責任者及び補助員は、所長が命じた者をもつて充てる。
(火器の使用)

第十条 火器の使用については、所長の承認を受けなければならない。

(火気の点検)

第十一条 火気取締責任者及び補助員は、退庁の際、火気の有無について点検しなければな
らない。

(火災報知及び消火)

第十二条 職員は、庁舎において火災を発見したときは、直ちに、消火について必要な措置
を執るとともに、消火作業を行わなければならない。

(非常警備)

第十三条 庁舎又はその付近に火災が発生したときは、職員は、上司の指揮を受け、次に掲
げる処置をするとともに、所長が定めるところにより非常警備に服さなければならない。

- 一 出入口の扉を開くこと。
- 二 夜間にあつては庁舎に点灯すること。
- 三 すべての窓を閉鎖すること。
- 四 金庫その他重要物件を警戒すること。
- 五 非常持出書類の搬出又は保管をすること。

第十四条 職員は、退庁後又は広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第二号）第
一条第一項に規定する県の休日に庁舎又はその付近に火災が発生したことを知ったときは、
速やかに登庁し、非常警備に服さなければならぬ。

(その他)

第十五条 前各条に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この教育委員会教育長告示は、平成二十二年四月一日から施行する。